

厚生労働大臣が定める揭示事項 2026 年 5 月現在

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。以下の施設基準に適合している旨を四国厚生支局に届出を行っています。

- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 発熱検査医療機関
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 一般名処方加算

届出内容補足

- ・情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行っています。

初診は原則として対面での診療を行う必要があります。情報通信機器を用いた診療が受けられるかどうかについては、医師にご相談ください。

- ・外来感染対策向上加算について

当院は院内感染対策として強い感染性が疑われる患者様は一般の患者様と待合室などを分けております。

感染管理者である院長が中心となり、院内感染対策の知識の習得を目的に職員全員の研修会を年2回以上実施しています。

- ・医療DX推進体制整備加算について

医療DX推進の体制に関する事項、および質の高い診療を実施するための情報を取得し、活用して診療を行っています。

- ・一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬に関しては、商品名ではなく一般名処方を行う場合があります。